



テミス通信

第 77号 / 2025年9月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755

FAX 06-6365-1109



中之島公園 バラ園

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

先日、最高裁判所判事を退官された宇賀克也さんの、令和7年8月29日付朝日新聞のインタビュー記事を読み、その視点に私は元気をいただきました。

皆さまにもぜひご紹介したいと思います。

「司法の役割とは」という問いに、宇賀さんは次のように答えています。

「多数派や力のある人は、国会に影響を与えることができます。例えば、自分たちに有利な形で法律を作ってもらうことも可能です。

ところが、社会的弱者や少数派の人々には力がありません。そうした人たちの権利を守るのが司法、特に最高裁の重要な役割です。」

改めて、ひとりひとりが大切にされる社会の意義をかみしめつつ、

テミス通信 第77号をお届けします。

(佐井恵子)

民法改正のパブリックコメント相次ぐ

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に対するパブリックコメントが取りまとめられ、また、「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に対するパブリックコメントが求められました。これから、大きな改正が見込まれます。暫時、テミス通信でご案内してまいります。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



高齢者の証券取引を継続する「家族サポート証券口座」とは

預金をして、利息が無いに等しい状況が長く続いています。高齢者の中にも、証券会社を通じて国内外の株式や投資信託を保有することによって資産の活用や資産形成を図る人が増加しているのではないのでしょうか。

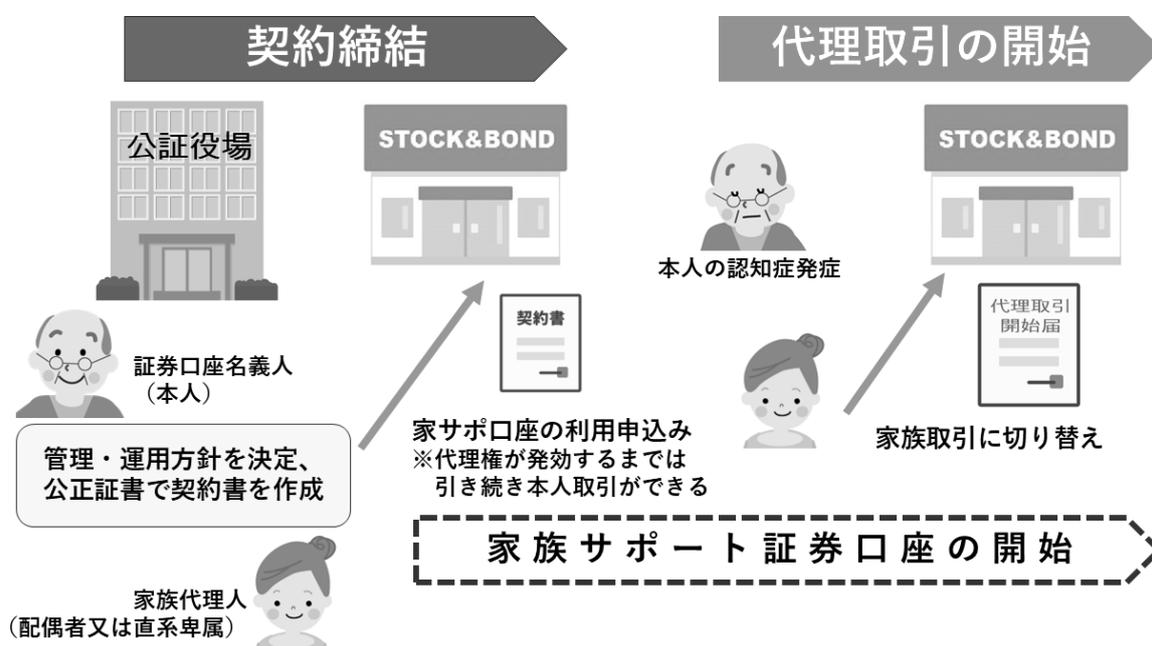
ところが、認知症等によって判断能力が低下した場合、証券会社は売却などの取引を停止してしまいます。本人の暮らしの資金として一部売却が必要となっても、あるいは、急激な値崩れがあっても、法定後見制度の利用をする以外、方法がない状態となります。こういった課題に向けて、日本証券業協会が、家族のサポートを期待できる高齢者については、もう少し簡易な「家族サポート証券口座」という仕組みを公表しました。ご紹介しましょう。

家族サポート証券口座の仕組み

本人口座を家族サポート証券口座（以後「家サポ口座」という。）と変更して利用するには、

- ①運用を任せる家族を1名選ぶ
- ②証券会社と事前相談
- ③公証役場で委任契約を作成
- ④証券会社に利用申し込み
- ⑤本人の判断能力低下により代理取引開始

- ・委任契約において、本人の管理・運用方針を明らかにし、家族代理人の権限を売却・解約し、出金することに限るのか、本人の家サポ口座にある資産の範囲で、売却したり、再投資することまで任せるのか等を明確にします。代理取引を開始した時点を基準として、以後、資金を追加することは認められません。また、出金口座は、代理取引開始時点で登録されている本人名義の銀行口座となるため、銀行で代理人制度等の利用も併せて必要となるでしょう。
- ・本人の同意を条件に、銘柄、資産残高、取引状況を家族代理人に交付します。
- ・本人に法定後見制度や任意後見が開始した時は、家サポ口座の利用ができなくなります。
- ・善良な管理者の注意義務を求められますが、当初契約で定めた範囲内の取引であれば、本人に損額が発生した場合であっても、家族代理人はその賠償責任を負いません。



既存の制度との比較

	家族サポート口座	家族信託	任意後見
法的根拠	民法	信託法	任意後見契約法
代理人・受託者	配偶者及び直系卑属 など	親族など	親族あるいは第三者 専門家
契約書	公正証書	公正証書	公正証書
代理権発効時期	判断能力低下により 代理取引開始届提出後	信託契約締結時 直ちに	判断能力低下により 任意後見監督人選任後
監督人	不要	任意	必要
売却・換金	可	可	可
買換等の運用	可 追加資金は不可	可 追加資金も可	不可
手続き費用	公正証書作成費用の 初期費用	公正証書作成費用 の初期費用	公正証書作成費用 + 効力発生後監督人報酬

任意後見契約と組み合わせてみると

家サポ口座は始まったばかりです。野村・大和・SBI・楽天などの大手証券会社は開始時期を「未定」としつつ、検討中（朝日新聞2025年5月4日朝刊）とのことです。今後は、例えば、株式の運用を継続して子ども達に引き継ぐという望みがあり、一方で、不動産の管理処分も可能にしておきたいといった場合には、家サポ口座の利用を前提としつつ、有価証券等の取引を除外した任意後見契約を締結しておくことで、一般的な任意後見制度による本人の保護と、株式等の運用が両立するというご提案もできるようになると考えます。

もともと、リスクの高い商品などで積極的に運用することは想定されていませんが、家サポ口座は、より有利な商品に乗り換えるなどのニーズには応えてくれることでしょうか。選択肢は広がりました。
(佐井恵子)

ご近所探訪 ～露天神社夏祭り 宵宮・編～

7月18日、「お初天神」の名で知られる露天神社の大例祭の宵宮に出かけました。

仕事帰りに慌てて駆けつけましたが、たくさんの氏子、参詣者で境内は賑わっていました。役太鼓は既に始まっており、拝殿横の舞台では打ち子が軽やかに太鼓を叩き、2人組が身体をくねらせて踊っており、しばらく見ていましたが、文字通りずっと踊り続けていて、感心しました。



しばらくすると、参道を獅子舞、笛を吹く囃子隊、鉦・太鼓、傘踊りがくるくると往復し始めます。普段着に神社の手ぬぐいをつけただけの人もあり、本宮のダイナミックな山車巡行と違った、和やかな雰囲気でした。
(佐井陽子)



事業承継は「人と想いのバトンパス」～会社の未来をつなぐために～

中小企業に迫る「大きな波」

中小企業庁の調査によれば、我が国の中小企業経営者の平均年齢はすでに60歳を超えています。今後10年の間に、半数近くの企業が事業承継の時期を迎えると予測されており、地域経済全体に大きな影響を与えることは避けられません。

「事業承継」という言葉を耳にする機会が増えた背景には、この経営者世代の高齢化があります。事業承継はもはや一部の会社だけの問題ではなく、広く社会的に共有すべきテーマとなっています。

「承継＝手続き」では見落とされるもの

事業承継という言葉から、多くの経営者は「相続」や「株式の移転」といった法律的な手続きを連想します。しかし、実際にはそれだけでは十分ではありません。準備不足のまま承継に臨んだ結果、社内の混乱や経営基盤の弱体化を招くケースも少なくないのです。

承継において重要なのは、資産の引き継ぎにとどまらず、経営理念や取引先との信頼関係といった「目に見えにくい財産」を次世代へ伝えることです。つまり事業承継は、単なる手続きではなく「人と想いのバトンパス」であると位置づけることができます。

後継者に必要な準備の視点

後継者が承継前に確認しておくべき代表的な準備のポイントを以下に整理しました。チェック項目に多くの不安が残る場合、承継準備が遅れている可能性があります。

- ・経営理念や会社の歴史を十分に理解しているか
- ・主要な取引先や金融機関との関係構築ができているか
- ・社内のキーパーソンと信頼関係を築けているか
- ・会社の財務状況や課題を把握しているか
- ・税務・法務のリスクが整理されているか



なぜ「早めの準備」が不可欠なのか

事業承継の準備は、早ければ早いほど効果を発揮します。

- ・成長の時間を確保：後継者が経験を積み、判断力を磨くための余裕が生まれる
- ・信頼関係の形成：従業員や取引先との関係を自然に築きやすくなる
- ・リスクの低減：法務・税務・資金面の課題を事前に整理できる
- ・想定外の事態に備える：経営者の急な不在といったリスクに柔軟に対応できる

「そのうち考える」という姿勢では手遅れになることもあります。承継準備は、会社の未来と家族・従業員の安心を守るために、経営者が果たすべき大切な役割です。

経営者の集大成と後継者の第一歩

事業承継は「偉大な経営者となる最後のテスト」だと、経営学者のドラッカー博士は言いました。事業承継は、経営者にとっては人生の総仕上げであり、後継者にとっては新しい挑戦の第一歩です。単なる世代交代ではなく、企業が地域社会で存続・発展していくための重要な経営課題といえるでしょう。

地域の中小企業が未来に向けて持続的に成長するためには、今できることから一歩を踏み出すことが求められています。当法人では経営と法務の両方の視点から事業承継をサポートしておりますので、お気軽にご相談いただければと思います。（中小企業診断士 山添健志）

佐井事務所

スタッフ紹介

テーマ「夏の思い出」



佐井 恵子

司法書士

事務所のエアコンの不具合と汗



山添 健志

司法書士

早起きして最前列
入場した万博



藤本 真奈

司法書士

大雨の中のびわ湖
大花火大会



佐井 陽子

事務局

天神祭宵宮の能船



池田 裕実子

事務局

積乱雲が発達し雷雨
が降り晴天に戻る
までの観察

事務局 T.M

チャリ氷

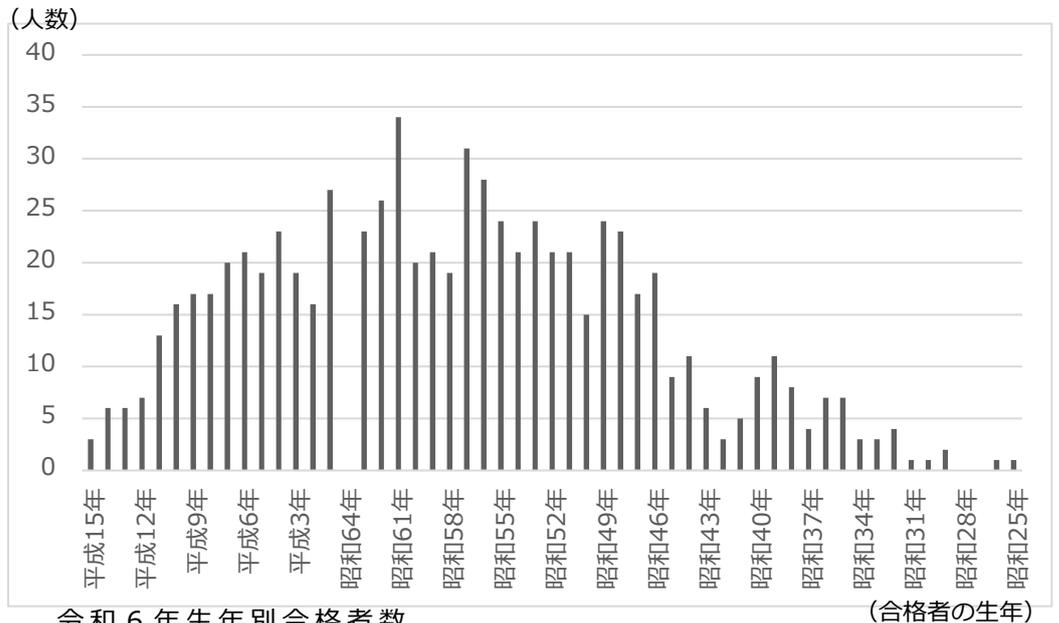
令和7年度司法書士試験が実施されました

令和7年7月6日、司法書士試験筆記試験が実施されました。この試験は法務省が実施する国家試験です。筆記試験は択一式問題と記述式問題で構成され、これを突破すると最後の口述試験に進むことができます。私が最後に受けたのは令和5年。もう2年経ったのかとしみじみします。

近年、受験者数はじわじわ増加中で、今年は1万7365名が出願しました。令和2年には1万4431名までずっと右肩下がりで落ち込んでいたことを思えば、コロナ禍でのキャリア見直しの影響が大きかったのではないのでしょうか。私自身、勉強を始めたのは令和3年で、まさにその波に乗った一人です。

合格者の顔ぶれは特徴的で、令和6年度の平均年齢は41.5歳。20代は1割強にとどまり、司法試験合格者の平均年齢が20代であることと比べると、良い意味でなかなかシブイ資格です。

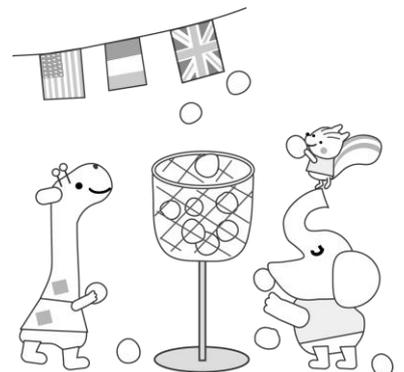
男女比はだいたい7:3ですが、私が当時受けた研修での体感は、数字以上に女性の存在感を感じ、司法書士が女性のキャリアの選択肢になってきていることを実感しました。



法務省「令和6年度司法書士試験の最終結果について(資料)」より

司法書士が増えることは、社会にとっても心強いこと。困ったときに頼れる専門家が多いのは良いことですよね。ただ、増えるだけでなく「質」も問われるのがこの仕事。せつかくなら、その期待にちゃんと応えられる存在でありたいものです。

(藤本真奈)



公正証書の作成がデジタル化に！（2025年10月1日開始）

お金の貸し借りや土地・建物の売買、賃貸借など、大切な契約を安心して行うために使われるのが「公正証書」です。これは、公証人という専門家が作る公文書で、内容の信頼性が高く、万一のときは裁判で強制的に実行できる効力もあります。トラブルの予防や法律関係を明確にするうえで、とても重要な役割を果たしています。これまでは、対面・書面での手順がなされ、デジタル化がなされていませんでした。

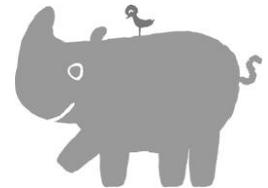
改正後は、利用者が希望し、かつ公証人が相当と認めるとき、マイナンバーカードによる本人確認をした上で、ウェブ会議を利用して公正証書を作成します。利用者は、電子データに、保険契約で液晶画面にペンでサインするような「電子サイン」を行い、原則としてデータで受け取り、公証役場は、データ保存をしてくれます。対応する役場が順次指定されます（佐井恵子）



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。
沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。
中川清彦様、島本智美様
ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・国は、タワーマンションなどを使って相続税評価額を低く見せて税金を減らすやり方に対抗するため、マンションの評価計算方法を変えました。令和6年1月1日以降に、相続や遺贈、贈与でマンションを取得したときは、新しく「補正率」という数値を使って評価額を出します。当初はタワーマンションだけの話と思っていましたが、実はすべてのマンションが対象です。そのため、これまでより評価額が上がるケースだけでなく、逆に下がるケースも出てきます。この変更で、マンションの相続税や贈与税の概算は、以前より計算が難しくなりました。
- ・戦後80年。母が幼い頃に神戸の空襲にあった話しをしていたことを覚えています。父は、兵隊として国内にいたからか、案外、暢気な印象でした。話せないこともあったのでしょうか。もっと聞いておきたかった……。この夏は、そんなことを思っていました。
- ・阪神タイガースが強すぎて、リーグ最速優勝。すると「早すぎるとCSで調子崩すんじゃない…」と心配になり、「兵庫県、優勝パレードに消極的？」と聞いて、「それじゃ選手たちがかわいそう」と、別の心配。気づけば「CSも日本シリーズも優勝する前提」で話している自分に、「勝つ気まんまん！」とツッコミを入れています。
- ・今号より、テミス通信の印刷を、株式会社カード&メディアさんにご協力いただくことになりました。皆さま、感想をお聞かせください。（佐井恵子）



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。
ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール saikeiko@sai-shihou.jp
(変更しました。)

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>